

水道の検針再開は、5月20日

【問合せ】

南魚沼市上下水道料金センター

☎788-0220

積雪のため休止していた検針を再開します。冬期間に概算でいただいた料金を精算し、6月中旬に「冬期精算通知書」でお知らせします。

冬期概算制度

積雪の多い期間（12月～4月）、前年の実績などに基づいて設定した概算料金で支払っていただき、5月の検針結果で精算する制度です。

使用水量が多い場合は

「上下水道使用量のお知らせ」に記載した水量は、12月～5月の使用量から12月～4月の冬期間の認定水量を差し引いた使用量です。利用人数が増えたなどの理由がなく使用水量が不自然に多い場合は、漏水の可能性があります。水道メーターをご確認ください。

料金の減免制度

水道メーターから蛇口までは、使用者の管理です。メーターが回った分は、理由を問わず支払っていただくことが原則です。ただし、善良な管理を行っていたにも関わらず、破損や故障によるやむを得ない漏水は、料金の一部を減免します。

必要書類

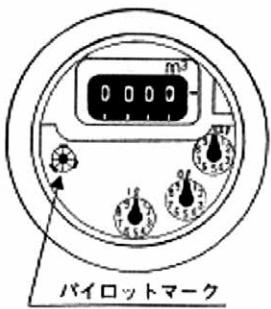
減免申請書、市指定給水装置工事事業者の修理証明、修理前後の写真、修理か所の図面

減免対象外の事例

- ・不注意による流しっぱなし、一般的に想定できる破損など、管理の不備が認められる場合
- ・市指定給水装置工事事業者以外が修繕した場合

漏水の確認方法

- ①家中の蛇口をすべて閉めて、水道を使用していない状態にする
 - ②水道メーターボックスを開け、メーターを見る
 - ③パイロットマークが少しでも回っていれば漏水です
- 漏水の場合は、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。



メーターボックスの適切な管理を

車両による破損や沈下を防護し、上に物を置かない、近くに犬をつながないなど、検針ができる状態を保ってください。

一日前プロジェクト（災害に備えて）

【問合せ】総務課 防災庶務班 ☎773-6660

親の教えを思い出す ～枕元に翌日着る服を用意～

平成16年7月新潟・福島豪雨（平成16年7月）（三条市 災害当時40代 女性）

私たち、小さいころは、寝るときに、翌日着る服とかを枕元に用意しなさいみたいなことは、結構言われていたんだけど、いつの間にやら、そんなの、もうどこかに飛んじゃっていました。

だけど、近所のひとり暮らしのお年寄りの人で、常に登山用みたいなリュックに、貴重品とか下着1枚とかティッシュとか、最低限のものを詰めていて、それを持っているという人がいたんです。

その人のおうちが、やっぱり170センチぐらい水が上がったんですね。だから、それを持って2階に上がったそうです。ほかの電化製品なんかは、上げている余裕はないんだけど、とにかくそれを持って2階に上がったそうです。

昔、よく親から「夜、寝るときには、服をきちんと枕元に置きなさい」と言われたのを思い出して「ああ、やっぱりしなきゃいけないんだな」と思いました。

